

平成 30 年度 第 7 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 30 年 10 月 25 日(木) 午後 16 時 00 分～午後 16 時 45 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 12 名 欠席委員 2 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	欠	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	欠	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	7	太田 憲男		8	土居 尚行	
総会に出席 した者の氏名 推進委員 0 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名	
	事務局長		吉村 克己	課長補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 3 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

平成 30 年度第 7 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から平成 30 年度愛南町農業委員会第 7 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、7 番、太田 憲男委員と 8 番、土居 尚行委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 12 番、緑甲 796 番 1、地目・面積は畑・1,738 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 65.1a でございます。 また、本日は担当推進委員の増崎委員が欠席しておりますが、現地調査等の説明文を預かっておりますので、あわせてご説明いたします。現地調査を 9 月 27 日に行っています。場所は、〇〇前の農免道路を〇〇方面に上り、〇〇交差点を〇〇方面へ 700~800m ほど行った左側のみかん園地内ということです。現況としましては、数年耕作されていないために少し木々も生え大草となっている、ということで、議案の方にも現況は荒廃農地となっております。目的としましては、添付資料の図面の方を見て頂いたらと思うのですが、今回申請地の隣接地で、北側の 795-1 と南側の 800 番は譲受人の愛南ゴールドの園地となっております。今回の申請地が荒廃農地になっているため、隣接の園地の管理が大変なので、譲受人が買いたいということで、申し出があったようです。買った後は、開墾しまして愛南ゴールドのみかん園地にしたいという話を聞いております。 以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現

	<p>地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 2 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 14 番、増田 1047 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑・364 m²でございます。場所は、広域農道から〇〇方面へ入り、1.5kmほど進んだあたりになります。</p> <p>受付番号 15 番、増田 1034 番、地目・面積は田・398 m²でございます。場所は、先ほどの受付番号 14 番の農地から西へ 100mほど進んだあたりになります。</p> <p>受付番号 16 番、広見 539 番、地目・面積は畑・202 m²でございます。場所は、広域農道から〇〇方面へ入り、300mほど進んだあたりになります。</p> <p>受付番号 17 番、岩水 1077 番外 1 筆、地目・面積は畑・1,393 m²でございます。場所は、岩水 1077 番は〇〇公民館付近から〇〇集落へ入り、山の方へ 2 kmほど進んだあたり、岩水 1430 番は〇〇公民館から〇〇方面へ 400mほど進んだあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は平成 30 年 9 月 21 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいますと、いずれの対象地も雑木や竹が生えてお</p>

	<p>り、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。また、受付番号 16 番の農地は、隣接する 530 番、531 番、537 番の 1 と 2 が、太陽光発電施設用地として 5 条許可が出ております。その他の農地につきましては、周囲も対象地同様に山林・原野化しております。以上 4 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>14番についてですね。補足ですが、かなり前から、荒れた畑です。おばあさんがずっと前に亡くなって、所有者の方は、こちらには住んでいません。太陽光として使うのではないかと思います。</p>
委員	<p>16番は、以前の申請の中には入っていなかったのか？</p>
事務局	<p>隣までしか出ていなかったです。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 52 番は再設定で、御荘菊川 1173 番 1、地目・面積は田・729 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 53 番は再設定で、御荘菊川 1483 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・3,625 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 54 番は再設定で、御荘和口 505 番、地目・面積は田・1,555 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p>

受付番号 55 番は再設定で、御荘和口 2463 番 1、地目・面積は田・436 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。

受付番号 56 番は再設定で、緑乙 3627 番、地目・面積は田・1,964 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 57 番は再設定で、緑乙 3750 番、地目・面積は田・2,369 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 58 番は再設定で、緑乙 3751 番、地目・面積は田・1,618 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 59 番は再設定で、緑乙 3758 番、地目・面積は田・4,372 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 60 番は再設定で、緑乙 3760 番、地目・面積は田・3,369 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

付番号 61 番は再設定で、緑乙 3761 番、地目・面積は田・2,601 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 62 番は再設定で、城辺甲 3912 番、地目・面積は田・264 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 63 番は再設定で、城辺甲 3902 番 1、地目・面積は田・686 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 64 番は再設定で、城辺甲 3767 番外 2 筆、地目・面積は田・3,060 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 65 番は新規で、緑乙 975 番、地目・面積は畑・2,613 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 66 番は新規で、御荘菊川 914 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・3,214 m、畑・646 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。

以上 15 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、56 番から 61 番は孝野委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。

(孝野委員退室)

議長(会長)

56 番から 61 番について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
事務局	56番から61番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。 (孝野委員入室)
議長(会長)	その他について、無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人

太田 憲男

議事録署名人

土居 尚行